

寒河江市医療費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市条例第11号

寒河江市医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市医療費支給に関する条例（昭和58年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1中「第10条第1項」を「第10条第1項又は第10条の2」に改める。

別表2第5号中「高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表2第5号の改正規定は、公布の日から施行する。